

地方創生のための中小企業に対する 事業承継支援について

【担当省庁：経済産業省】

京都府 の担当課	商工労働観光部 商業・経営支援課 (075-414-4827) ものづくり振興課 (075-414-5103)
-------------	--

1 事業継続・承継支援における相談体制の充実

少子高齢化、生産年齢人口の減少という社会全体の課題に加え、これまで経済成長を下支えしてきた団塊の世代の中小企業の経営者の高齢化が深刻化するなど、全国的に中小企業の実業承継が課題となっている。

事業継続・承継に係る事業計画の策定等に当たっては、**専門的な知識を有するコーディネーターの伴走支援が必須となることから、こうした専門家を地域の商工会議所・商工会等に配置するための予算措置をお願いしたい。**

2 事業承継税制認定事務へのバックアップ体制

平成29年4月から、**中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく、事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予）及び金融支援の認定事務が、都道府県に移譲されたが、都道府県にとつては不慣れな国税に関する専門知識が必要なものである。**

こうした中、**平成30年度税制改正により、要件緩和等を盛り込んだ事業承継税制の大幅な改正が行われ、関係者の関心が高まっております。問合せの増加に加え、期限直前の申請もあり、短期間での判断が困難なケースも多い。**

毎年改正され、複雑化している事業承継税制の手続を円滑に進める上で、国による相談対応支援は不可欠であり、**認定事務を行う各都道府県が常時相談できるサポート体制を経済産業局において強化・拡充していただきたい。**

■事業承継における課題

- ・ 団塊世代経営者の大量引退時期（2020年頃）が目前（平均引退年齢70歳）
- ・ 府内企業60歳以上の経営者割合 約50%（帝国データバンク）
- ・ 後継者人材の確保難
- ・ 60歳以上の経営者の内、後継者不在率50%（帝国データバンク）
- ・ 京都府北部地域の著しい事業所数減
- ・ 製造業事業所数【丹後・中丹】②3,620→②2,430 ▲32.9%（経済センサス）

■国「事業引継ぎ支援センター」の状況

M&A、従業員承継、親族承継も含めた事業引継ぎ全般の相談、引継ぎ（成約）支援

	②9相談実績	②9成約実績
全国（47都道府県）	8,526	687
京都	124	14

■京都府の取組

- ▶ 「京都中小企業事業継続・創生支援センター」の状況 平成30年度予算 63,975千円 平成25年度より（公財）京都産業21に設置（平成29年度 相談実績：868件）
- 後継者・中核人材マッチング（平成29年度 成約実績：23件）
支援機関・金融機関・民間人材会社など官民連携による「事業継続・起業支援ネットワーク」を活用し、後継者等の不在企業、後継者等の候補人材それぞれの掘り起こし、マッチングを実施
- U I J ターン等による起業支援（平成29年度 起業実現実績：8件）
京都での起業セミナー・個別フォローによる「起業支援」を実施
- 平成30年度の新たな取組
・ 外部の専門家と連携し、新たに北部地域で支援拠点を設置
・ 事業引継ぎによる事業承継型M&Aについて、外部の専門家と連携し相談支援体制を強化

■経営承継円滑化法による支援

- ▶ 事業承継税制 内容：非上場株式の相続・贈与に係る税負担を猶予・免除
条件：相続等の後5年以上の事業継続、雇用の8割維持等
- ▶ 金融支援 内容：日本政策金融公庫融資、信用保証の別枠保証
条件：経営の交代が発生し資金が必要であること等

■平成30年度税制改正（事業承継関係）

- ▶ 対象者
今後5年以内に「特例承継計画」を提出し、10年以内に承継を行う者
- ▶ 主な改正内容
・ 対象株式：贈与税 2/3 → 贈与税、相続税とも 10/10
相続税 2/3 × 80%
・ 対象範囲：複数株主（親族外含む）から代表者である後継者（最大3人）

<国による認定実績>

累計 （②～②）	事業承継税制			金融支援
	合計	相続税	贈与税	
全国	2,047	1,183	864	142
京都府	48	23	25	3

*平成29年12月31日現在
*平成30年3月31日現在

→ 上記条件を満たしていることの認定、及び認定後5年間の確認事務（事業承継税制）について、平成29年度から都道府県に移譲（自治事務）